

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

秋田厚生年金 事案 1079（事案 464 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで
申立期間の標準報酬月額が 41 万円と記録されているが、正しくは 59 万円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の A 株式会社における標準報酬月額が、当初、41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 12 年 12 月 1 日の後の 14 年 12 月 17 日付けで、12 年 4 月から同年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月は 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたとして、既に当委員会の決定に基づき、21 年 6 月 17 日付けで、当初記録されていた 41 万円への記録訂正が必要である旨の通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人は、「申立期間の標準報酬月額が 41 万円と記録されているが、正しくは 59 万円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張しているところ、申立人は、申立期間に係る平成 12 年分の給与所得の源泉徴収票を提出しており、当該源泉徴収票において給与支払金額から算出した報酬月額及び社会保険料等の控除額から算出した標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額であることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された上記の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額から推認できる厚生年金保険料控除額及び給与支払金額から推認できる報酬月額から、59 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

A株式会社勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が22万円から11万円に引き下げられているが、給与が大幅に減額することはなかった。

申立期間の標準報酬月額は24万円であったので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、A株式会社に就職した昭和39年5月から、最後に勤務した別の事業所を平成12年6月に退職するまでの全ての在職期間の給与明細書を転記したノート（以下「給与明細ノート」という。）を所持しているところ、当該期間のうち、昭和54年4月から57年3月までの期間（申立期間を除く。）について、当該給与明細ノートに記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に見合う保険料控除額であること

が確認できる。また、給与明細ノートに記載された申立期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録で確認できる 11 万円に見合う保険料控除額とは相違しており、24 万円の標準報酬月額に見合う保険料控除額となっていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細ノートから確認できる昭和 55 年度分及び 56 年度分の厚生年金保険料控除額から、24 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細ノートで確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年3月1日から12年1月15日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から12年1月15日まで

私は、平成7年5月から12年1月まで株式会社Aに営業担当役員として勤務していた。その間、役員報酬に変更が無かったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が、8年6月1日に50万円から30万円に、10年3月に30万円から14万2,000円にそれぞれ減額されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立期間のうち、平成10年3月1日から12年1月15日までの期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった12年1月15日の後の同年3月2日付けで、10年3月1日に遡及して14万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、株式会社Aの当時の代表取締役は、「当時、社会保険料の滞納があった。また、私は、遡及訂正が行われた時期には倒産後の混乱でB地域方面におり、標準報酬月額の減額訂正にはかかわっていない。」と証言している。

一方、株式会社Aの法人登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるところ、申立人自身は、「私は営業担当役員であり、社会保険の事務には従事していなかった。また、標準報酬月額の遡及訂正処理にはかかわっていない。」と述べており、上記の代表取締役及び元社員も、「申立人は営業担当であった。」、「申立人は社会保険事務を担当していなかった。」と述べていることから、申立人は

当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間について、申立人は、「平成 8 年 6 月 1 日に標準報酬月額が 50 万円から 30 万円に引き下げられているが、役員報酬に変更は無かった。」と主張している。

しかしながら、株式会社 A の前述の代表取締役は、「給与台帳等の資料は無いが、当時、申立人に対し、私の役員報酬を減額するので、申立人の役員報酬も減額すると説明し、申立人の役員報酬を減額した記憶がある。」と証言しているところ、オンライン記録によると、平成 8 年 6 月 1 日付けの随時改定において、同人の標準報酬月額についても減額されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 9 月まで

年金手帳と領収書は無くしてしまったが、私は、申立期間当時、自分で A 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料については、当初は父が兄の分と一緒に私の分も納付し、途中から自分で納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「B 都道府県から実家に戻ってきて、A 市町村役場で国民年金の加入手続を行い、当初は父が兄の分と一緒に私の国民年金保険料も納付してくれ、その後は自分で納付していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人については、昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金の資格を取得した後には、国民年金保険料を納付した記録及び同資格を喪失、再取得した記録が一切無く、年金事務所では、「35 年 10 月 1 日に国民年金の資格を取得した後、不在被保険者として取り扱われたためである。」と回答している。

また、戸籍の附票の記録から、申立人は、昭和 40 年 4 月 18 日に A 市町村に転入したことが確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の国民年金手帳記号番号については、35 年 10 月 15 日に A 市町村で払い出され、37 年 6 月 8 日に不在被保険者として取り扱われている手帳記号番号以外には無いことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間のうちの当初は、父が兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付した。」と述べているところ、上記のとおり、申立人については、申立期間において不在被保険者として管理されていること

が確認できる上、申立人の兄については、昭和35年10月15日に申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された後、37年10月2日付けで、申立人と同様に不在被保険者として取り扱われ、その後、39年8月31日にC市町村で別の手帳記号番号が払い出され、36年4月に遡及して国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、オンライン記録から、42年4月から47年3月までの期間が未納、47年4月から61年3月までの期間が申請免除承認期間とされていることが確認でき、父親と一緒に納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日付けで、A 株式会社にて在籍したまま B 株式会社に出向となった。出向扱いは 3 年間で、その間、A 株式会社から給料の差額として、初年度は約 3,000 円が支給されていたが、この差額が厚生年金保険の標準報酬月額に含まれていないと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社から申立人に発行された「在籍証明書」及び B 株式会社にて保管する「職員カード」から、申立人は、申立期間について、A 株式会社にて在籍し、B 株式会社にて勤務（出向）していたことが確認できる。

また、申立人と同時期に A 株式会社から B 株式会社に出向した複数の同僚は、「申立期間当時、B 株式会社から支給される給与とは別に、A 株式会社から出向前の給料との差額が支給されていた。」と証言している。

しかしながら、上記の同僚のうち一人は、「A 株式会社から給与の差額が支給されていたが、差額から厚生年金保険料は控除されていなかった。当時の標準報酬月額について疑問は無い。」と証言している上、他の同僚からも、A 株式会社から支給された給与の差額から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、A 株式会社及び B 株式会社では、「当時の資料が無く、申立期間当時の出向者に対する給与の差額の取扱いについては確認できない。」と回答している。

このほか、申立期間について、A 株式会社から支給された給与の差額から

厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで

私が有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が4年間も同額となっている。当時、定期昇給により毎年 5,000 円程度ずつ昇給していたので、4年間も標準報酬月額が同額であったとは考えにくい。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は毎年定期昇給があり、4年間も標準報酬月額が同額であったとは考えられない。当時の同僚は、申立期間の標準報酬月額が上がっている。」と主張している。

しかしながら、有限会社Aの当時の代表取締役は、「会社は既に解散しており、当時の賃金台帳等の資料は残っていないが、申立期間当時は景気が悪くなってきた時期であり、昇給は毎年ではなかったはずである。会社の業績次第では、基本給が下がる年もあった。」と証言している。

また、申立期間において、有限会社Aに係る厚生年金保険に加入している者のオンライン記録を確認したところ、申立期間の各年の10月1日の定時決定において、標準報酬月額が上がっている者が複数みられる一方で、標準報酬月額が下がっている者も複数確認できる。

このことについて、有限会社Aの当時の取締役は、「残業は夏場が多かったが、製品の注文次第でその時に残業できる人に残業をしてもらっていたので、残業は個人ごとに差異があった。」と述べており、また、同社の当時の経理担当者は、「標準報酬月額は基本給のほか、残業手当等の手当も含めて算定していた。標準報酬月額の届出はきちんと給与と照合していたので、間違えることはないと思う。」と述べている。

このほか、申立期間について、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 8 月まで

私は、申立期間当時、株式会社AのB支店に勤務しており、その間、給与は一貫して上がっていたが、申立期間の標準報酬月額が 10 万円から 8 万 6,000 円に下がっており、記録上の誤りと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は給与が一貫して上がっていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 10 万円から 8 万 6,000 円に下がっているのは記録上の誤りと思われる。」と主張している。

しかしながら、株式会社AのB支店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間の標準報酬月額は、昭和 46 年 10 月 1 日の定時決定において 10 万円から 8 万 6,000 円に改定され、47 年 9 月 1 日の随時改定において 11 万円に改定された記録となっており、オンライン記録と一致している上、同被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が減額訂正された形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、株式会社Aでは厚生年金基金を設立していたところ、申立人の厚生年金基金の記録（標準報酬月額）は、厚生年金保険の記録（標準報酬月額）と全て一致していることが確認できる。

さらに、株式会社Aでは、「当時の賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答している上、申立人が記憶している上司は既に死亡していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。